

「第 71 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和 4 年 3 月 4 日（金） 18 時 30 分
都庁第一本庁舎 7 階特別会議室（庁議室）

【危機管理監】

それでは、ただ今より、第 71 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催いたします。

最初に、都内の陽性者の状況等について私からご報告をいたします。

まず都内の陽性者数等の状況ですけれども、本日 3 月 4 日時点で、陽性者数は 1 万 517 名、重症者は 70 名、オミクロン株の特性を踏まえた重症病床使用率は 26.6%、病床使用率は 48.9%となっており、下降傾向にありますけれども依然として高いレベルで推移をしております。

次に国の動きです。

2 月 18 日に沖縄県を初めとする 5 県の重点措置の解除を決定をしております。また本日、13 県の重点措置について 3 月 6 日をもって解除、そして 1 都 3 県を含む 18 都道府県の重点措置は 3 月 21 日まで延長するということが、現在手続が進められております。

次に近隣 3 県の感染状況となります。

数値は表のとおりですけれども、3 県とも感染者数は減少傾向にありますけれども、特に病床使用率は高い水準にあります。

次に、重点措置の延長に伴う各種対策について各局から報告をいたします。

まず、「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置（案）」、他について、総務局長からお願いいたします。

【総務局長】

はい、先ほど、政府対策本部で都へのまん延防止等重点措置を延長するための手続に入ったことから、これを受けまして、都としてのまん延防止等重点措置（案）を説明いたします。

対象となる区域は都内全域、期間は 3 月 7 日 0 時から 3 月 21 日 24 時までとなります。

重点措置期間内における要請等について説明いたします。

まず、都民向けの要請です。

不要不急の外出は自粛し、混雑している場所や時間を避けて行動すること、営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと等を要請いたします。

次に、事業者向けの要請です。

飲食店等への要請ですが、認証店について、①21 時までの営業時間の短縮、酒類の提供・持込を 20 時までとすること、又は、②20 時までの営業時間の短縮、酒類の提供・持込を行

わないことのどちらか一方を選択するよう要請いたします。また、1グループ、同一テーブルへの案内を4人以内とするよう要請いたします。ただし、「対象者全員検査」制度を活用して、全員の陰性の検査結果を確認した場合には、1グループ、同一テーブルへの5人以上の案内を可といたします。

一方、非認証店については、20時までの営業時間の短縮、酒類の提供・持込を行わないこと、1グループ、同一テーブルへの案内を4人以内とすることを要請いたします。

その他の施設への要請ですが、イベントを開催する場合、規模要件に沿って施設を使用すること、長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図ること等を要請いたします。

学校について、基本的な感染防止策の実施を要請いたします。また、大学等について、基本的な感染防止策の実施、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動を制限又は自粛すること等を要請いたします。

イベントの開催制限につきましては、イベント主催者等に対して、表に記載のとおり、規模要件に沿ったイベントの開催などを要請いたします。

最後に、職場への出勤等でございます。

業務継続の観点からも、出勤者数の削減の目標を定め、テレワークの活用や休暇取得の促進等の取組を推進することを要請いたします。

また、例示にあるような事業の継続が求められる事業者に対して、BCPの再点検を行うこと、未策定の場合は早急に策定することを依頼いたします。

なお、本日開催いたしました感染症対策審議会において、まん延防止等重点措置（案）について「妥当」とのご意見を頂戴しております。

次に、混雑回避のための取組でございます。

お出かけをする際の参考になるよう、都のホームページに主要繁華街の混雑状況を掲載しております。鉄道や飲食店、商業施設等の混雑状況を調べられる民間サービスも紹介するなど、混雑状況の見える化を図っていきます。

また引き続き、主要繁華街を巡回して感染リスクの高い行動を避けるよう呼びかけるとともに、庁有車を活用した注意喚起を行ってまいります。区市町村においても、防災無線等を活用した呼びかけを行ってまいります。

説明は以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次に、「医療提供体制の強化」、他について、福祉保健局長お願いいたします。

【福祉保健局長】

はい、私から医療提供体制についてご報告いたします。

まず、保健・医療提供体制の全体像であります。以下、主なものについてご説明いたします。

高齢者等への医療提供体制を更に強化するため、旧東京女子医大東医療センター等に臨時の医療施設を開設しているところでございます。

次に、これまで実施してきました無料検査や濃厚接触者への検査キットの配布について、実施期間を3月21日まで延長いたします。

また、症状のある方が速やかに受診できるよう、都内4,200か所あるすべての診療・検査医療機関を公表しているところでございます。

病床の効率的な運用のため、入院調整本部による転退院の支援などの取組を強化しております。1月・2月で約900件、転退院を行っているところでございます。

ワクチンバスの運行でございますが、最大5チームに増強して、移動が困難な高齢者施設等の入所者などへ接種の加速化を図ってまいります。

不安を抱える妊婦さんのために、ファーイーストビレッジホテル東京有明や都立・公社病院等に臨時の医療施設を開設しているところでございます。

経口薬につきましては、確実な供給と迅速に処方できるよう流通体制の改善を国に要望しております。

次に、ワクチンです。

第5波におけるワクチン接種率の推移と新規陽性者数を見ると、全年代の2回目接種が4割に達してから新規感染者数が減少しているところが見て取れます。

次に、追加接種に係る都民の接種率の推移でございます。

都民の接種率は、3月末には高齢者の接種率は80%超、18歳以上は50%程度になると見込んでおります。今後、できるだけ接種を前倒して加速してまいります。

そのため、現在、都の大規模接種会場はすでに13か所設置しておりまして、今週末に開設する東京都立大学の南大沢キャンパス会場を合わせて合計で14か所となります。

接種対象は、18歳以上の都内在住・在勤・在学の方などでありまして、ワクチンバスと合わせますと1日最大2万回の接種体制を整備しております。

今後、接種対象の方へのご案内を広く行い、追加接種を更に加速してまいります。

私からは以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次に、「飲食店等に対する協力金」、他について、産業労働局長お願いいたします。

【産業労働局長】

私からは、飲食店等に対する協力金と中小企業の事業継続に向けた取組について報告をさせていただきます。

まず、協力金についてですが、今回のまん延防止等重点措置の延長に伴いまして、飲食店の営業時間短縮等に対する協力金について、支給対象期間を3月21日まで延長いたします。この要請に全面的にご協力をいただいた飲食店等に対して、協力金を支給いたします。

詳細は決まり次第、お知らせをいたします。

次に、事業継続に向けた取組についてですが、ホテルで宿泊しながらテレワークをする取組へのサポートは、利用ニーズが高く、提供する客室を100室増やし、1日当たり400室といたします。利用期間も、3月31日まで延長いたします。同じく、ホテルを日帰りのサテライトオフィスとして提供する期間も月末まで延長いたします。

さらに、日々の食料品を提供する中小のスーパーやコンビニでの働き手の確保をサポートする取組については、申込み期間を3月21日まで延長をいたします。

こうした取組によりまして、事業者の皆様を引き続きサポートしてまいります。

私からは以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次に、「学校における対策」について教育長お願いいたします。

【教育長】

はい、学校の対応についてでございます。

学校においては、基本的感染症対策を徹底して運営を継続しているところでございます。感染力の強いオミクロン株により、児童・生徒や教職員の感染がまだ発生をしている状況でございます。

感染拡大防止の取組として、教職員の3回目のワクチン接種を2月8日から開始しております。順次拡大されております接種会場を案内し、接種を促進しております。併せて、抗原検査キットを活用した定期的な検査を実施しております。

また、18歳以上の生徒につきましても、大規模接種会場での接種が開始をされたということを受けまして、改めて案内用のリーフレットを作成し3回目の接種を推奨してまいります。

この週末には、多くの都立高校で卒業式が行われます。現在の感染状況を踏まえ、卒業生とその保護者の皆様には、卒業後においても、引き続き毎日の健康観察等、感染症対策の徹底を図っていただくよう依頼をいたします。

私からは以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次に、「都立施設等の対応」について政策企画局長お願いいたします。

【政策企画局長】

都立施設の対応について申し上げます。

動物園、庭園等、現在休館している施設につきましては、引き続き休館といたしまして、また開館している施設も、原則として21時までの時間短縮を継続いたします。

都立公園等においては、花見の時期に向けた対策といたしまして、酒類を伴う宴会や飲食等の自粛を要請することといたします。

加えまして、例年、多くの花見客で賑わう上野、井の頭、代々木公園などでは、桜を中心とする一部エリアにつきまして、順次、立入を制限することといたします。

以上の点につきまして、別途、詳細を通知いたしますので、適切にご対応いただくよう、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

各局からの報告は以上ですけれども、この他、Webでご参加の方も含めまして、この場で何かご発言のある方いらっしゃいますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは最後に、本部長からご指示をお願いいたします。

【本部長（知事）】

はい。

先ほど、政府対策本部で、18都道府県を対象として、「まん延防止等重点措置」の3月21日の月曜日までの延長の受付に入りました。

これを受けて、都の「重点措置」期間を延長いたします。

都民、事業者、医療従事者の皆様には、多大なご協力、ご尽力いただいております。改めて感謝申し上げます。

今回の重点措置延長を契機として、都民、事業者、行政、今一度結束を強めてオミクロン株に立ち向かっていきたいと思っております。

措置などの具体的内容については、それぞれ関係の局長から報告があったとおりでございます。

この後、都民・事業者の皆様に対して、改めての呼びかけを行ってまいります。

今の、感染の減少傾向ではございます。これを確かなものにするというためには、この1～2週間が、極めて重要、大きな意味を持ってまいります。

各局などにおいて、引き続き連携を密にして、全庁一丸となって対策に取り組んでいただきたいと思っております。頑張ってください。

よろしく申し上げます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

以上をもちまして、第71回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を終了いたします。